家具転倒防止等対策補助金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、地震発生時に自ら居住する住宅（以下「自宅」という。）の家

具転倒等を防止するための対策（以下「家具転倒防止等対策」という。）を講じる者に対し、家具転倒防止等対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、揺れによる被害を防止することを目的とする。

（補助要件）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当

する者でなければならない。

（１）　本町に居住し、町内に住所を有すること。

（２）　町税等の滞納がないこと。

（３）　伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第２条第３号

に規定する暴力団員等でないこと。

２　補助金の交付は、１世帯につき１回を限度とする。

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自宅の家具を

固定するための器具、ガラス飛散フィルム等の購入費及び設置費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の購入費及び設置費用の４分の３以内の額と

し、１万5,000円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

　（補助金の交付申請及び請求）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家具転倒

防止等対策補助金申請書兼請求書（別記様式）に領収書等の必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　（補助金の決定）

第６条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたとき

　は、補助金の交付を決定するものとする。

　（補助金の交付決定の取消し）

第７条　町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付の条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（補助金の返還）

第８条　町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消すときは、既に交付した補

助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別

に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和６年10月１日から施行する。